

メキシコ

TPP 発効後の対日関係

ジェトロ海外調査部米州課 中畑 貴雄

日本メキシコ経済連携協定（日墨 EPA）発効から11年、両国間の経済関係は確実に深化した。2016年2月には環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が署名され、環太平洋12カ国が参加する広域 FTA（自由貿易協定）の成立が現実味を帯びてきた。TPPが発効すると日墨の経済関係はどう変わるのか――。

日本食品の輸出拡大に期待

2015年におけるメキシコの対日輸入額は173億6,800万ドル。日墨 EPA 発効前の04年比64.1%増となった。16年4月時点では、1万2,398に及ぶメキシコの関税品目の約95%に相当する、1万1,720品目の関税が同 EPA に基づいて撤廃されており、日本産品の大半は既に無関税の恩恵を享受している。メキシコ側の関税撤廃の例外とされたのは678品目。その大半が農水産品である。うち665品目についてはTPP発効後に段階的に関税が撤廃、あるいは税率が低減される。砂糖関連13品目のみがTPPでも関税削減の例外となる。

TPPによる新たな関税削減効果が期待されるのは、農水産品や加工食品。日本の農水産品・食品輸出に占

める対メキシコ輸出は0.12%（15年）にすぎない。だが、昨今は自動車産業を中心とする日本企業のメキシコ進出ラッシュにより在留邦人が急増、日本食の普及が地方都市を含めて進みつつある。日本の対メキシコ農水産食料品輸出額は16年1～4月には1,163万ドルに達し、5年前の11年同期比で2.1倍に拡大した。

表は、日本の農水産品・食品分野の輸出上位品目（対世界）から日本側のポテンシャル品目を特定し、メキシコの輸入上位品目（同）からメキシコで需要がある品目を特定。それらの中からTPPによる新規関税削減品目を抽出したものだ。スナック菓子、味噌、リンゴ、ノンアルコール飲料、和牛は、農水産・食品分野における日本の主要輸出品目。メキシコでも米国などからの輸入額が大きく、一定の需要がある。ホタテ貝、サバ、しょうゆ、緑茶などは現時点での需要は小さいが、在留邦人増に伴い日本食の需要増が期待できる品目といってよい。焼酎はアルコール度数23度超のものは日墨 EPA により関税が撤廃されているが、23度以下のものは関税削減の対象外であるため、TPPによる関税削減効果がある。

工業製品については既に日墨 EPA でほぼ全ての関税が0%であり、大型バス・トラック（20%の関税が段階的に7.5%にまで削減される）などのごく一部品目を除けば、新たな関税削減はない。ただし、日墨 EPA と比べるとTPPの方が原産地規則は緩やかであり、日墨 EPA では原産地規則を満たせずに特惠関税が利用できない場合でも、TPPでは原産地規則を満たして特惠関税が適用される可能性が出てくる。

北米サプライチェーンに与える影響

TPPは、自動車産業における進出日系企業のサプライチェーンにも影響を与える。メキシコに既進出の

表 TPPの効果が期待できる日本の農水産品・食品

（単位：%）

| HSコード (メキシコ側) | 品名 | 現行税率 | TPPの関税削減 スケジュール |
|------------------|------------------|--------|--------------------|
| 1905.90.99 | スナック菓子 | 10.0 | 即時撤廃 |
| 2103.90.99 | 味噌 | 15.0* | 即時撤廃 |
| 0808.10.01 | リンゴ（生鮮） | 45.0 | 10段階で撤廃 |
| 2202.90.99 | ノンアルコール飲料 | 20.0* | 即時撤廃 |
| 0201.30.01 | 骨なし牛肉（生鮮・チルド） | 16.0** | 10段階で撤廃 |
| 0307.99.99 | ホタテ貝 | 17.0 | 10段階で撤廃 |
| 0303.54.01 | サバ（冷凍） | 17.0 | 即時撤廃 |
| 2103.10.01 | しょうゆ | 20.0 | 即時撤廃 |
| 0902.10.01 | 緑茶 | 10.0** | 即時撤廃 |
| 1902.30.99 | その他の麺類（調理済み） | 10.0 | 5段階で撤廃 |
| 1902.19.99 | その他の麺類（未調理） | 10.0 | 5段階で撤廃 |
| 1904.10.01 | 育児食用の調製品 | 10.0* | 即時撤廃 |
| 0802.41.01 | クリ（殻付き） | 20.0 | 即時撤廃 |
| 2208.90.02 | 焼酎（アルコール度数23度以下） | 20.0 | 即時撤廃 |

*：従価税と従量税の複合税率であり、従量税は0.36米ドル/kg

**：現行 EPA では関税割当内で関税が削減される

資料：メキシコ経済省関税率検索サイト（SIAVI）、TPP 譲許表などを基に作成

日系自動車メーカーや自動車部品メーカーの多くは、対米輸出を前提に現地生産しているため、米国側の関税撤廃条件である NAFTA（北米自由貿易協定）の原産地規則を満たす必要がある。完成車の場合は北米3カ国で製造純費用（ネットコスト）の62.5%以上の付加価値を、自動車部品の場合はその多くについて同60%以上の付加価値を付けることが求められる。高額な部材を日本から輸入するとこの条件を満たせないことから、進出企業は日本からの部材調達を柔軟に行うことができなかった。それが TPP 発効後は日本製部材も TPP の原産材料として扱われることになるのだ。

ただし、NAFTA の自動車分野（大型バス・トラックを除く）の原産地規則には、「トレーシング」^{注1}という特別ルールが適用される。完成車の場合はネットコストの37.5%まで、自動車部品の場合は同40%まで利用できる非原産材料の価格としては、特定の部品が域外から輸入された場合に限り、その価格を足し上げることになっている。言い換えれば、トレーシング対象外の部材（鋼材や樹脂などの素材や素材加工品、ボルト・ナットなど）であれば、たとえ域外産であっても非原産材料価格に足し上げる必要はない。従って NAFTA から TPP への移行により日本からの調達が促進されるのはトレーシング対象部品で、かつ高付加価値のものとなる。エンジンやトランスミッション、それらの部品、モーターやバルブなどがこれに該当する。

とはいえ、現地調達が日本からの輸入に大きく切り替わることはないだろう。進出企業が現地調達を進めるのは、米国側の関税メリットだけではないからだ。輸送コストや在庫コストの削減、部材調達の一極集中回避や緊急時の対応などのメリットも大きい。また、欧州やブラジルにも輸出している完成車メーカーとしては、TPP 域外国との FTA の原産地規則を満たすためには、メキシコでの調達を大きく減らすことはできない。メキシコの自動車産業の裾野は中国やタイと比べると未成熟であるため、日本からの二次、三次サプライヤーなどの進出は今後も続くものとみられる。

ビジネス環境改善の効果も

TPP には、ビジネス環境の改善効果も期待できる。まず貿易円滑化の分野では、メキシコにおける税関手数料（DTA）の削減。DTA は確定輸入の場合、CIF

価格（運賃・保険料込み）の0.8%が徴収されているが、TPP の第2.14条は、①従価により手数料や課税金を課してはならない。②各国の税関手数料は役務費用の概算額を限度とする——と規定している^{注2}。これは EU メキシコ FTA の規定と同様で定額の DTA が課される。TPP 発効後は日本製品に対する DTA も定額制に変更されるため、高額商品を輸入する際の手数料が大幅減となる。その他、第5.10条には到着後48時間以内に貨物を引き取れるような税関手続き円滑化の体制整備が規定されている。また、関税分類や原産品かどうかなどについて、事業者からの要請後、税関が150日以内に書面で回答する事前教示制度の導入も求められている（第5.3条）。メキシコでは、現時点で関税分類についての事前教示制度はあるものの、原産品かどうかについての教示は行っていない。

知的財産保護の分野では、著作権の保護期間を50年から70年に延長する（第18.63条）ほか、模倣品や海賊版に対する税関職員の職権に基づく水際措置の導入（第18.76条）が規定されている。メキシコの現行法体系の下では、税関職員に模倣品・海賊版の職権に基づく押収権限はないため、TPP を契機とする水際措置の強化に期待できる。

TPP の発効により、ベトナムなどアジア新興国の対米市場アクセスが改善する。そのため、メキシコの対米輸出製造拠点としての魅力が相対的に損なわれるとの見方もあるが、自動車産業など日系企業の関連が深い産業においては、大きな影響はないだろう。

00年以降の米国の輸入統計を見ると、繊維・縫製などの労働集約的な産業では、対米 FTA がない中国やベトナムの産品に輸入シェアを奪われている。他方、自動車部品や電子機器、医療機器などの分野では、メキシコのシェアに大幅な低下は見られない。自動車産業のように必要な物を、必要な時に、必要な量だけ生産・調達するジャストインタイムの対応が求められる産業や、輸送コストがかさむ地産地消型の大型製品の対米製造拠点としてのメキシコの優位性は、TPP 発効後も変わらないだろう。

注1：域内付加価値計算のための非原産材料価格としては、NAFTA 附属書403.1（トレーシング対象リスト）掲載品目が域外から輸入された場合に、最初の輸入時点までさかのぼって同調達価格を足し上げる。

注2：TPP の非原産品に対する手数料としては、メキシコは現行の従価税方式を発効後5年間は留保できる。